

第115回 横浜市都市美対策審議会議事録	
議題	1 横浜市都市美対策審議会運営要領の改正について（審議） 2 「歴史を生かしたまちづくり」の推進について（審議） 3 横浜・人・まち・デザイン賞について（報告） 4 景観制度の拡充について（報告） 5 今後の都市デザイン行政と景観行政について（報告）
日時	平成25年4月25日（木） 午後3時から5時まで
開催場所	横浜情報文化センター 情文ホール
出席者（敬称略）	委員：卯月盛夫（会長）、岩田武司、金子修司、鈴木智恵子、関和明、竹谷康生、中津秀之、西村幸雄、野原卓、六川勝仁 専門委員：国吉直行 幹事：桑波田一孝（政策局長代理 政策部政策担当部長）、 相場崇（環境創造局長代理 政策調整部政策課担当係長）、 秋元康幸（建築局長代理 企画部長） 清水裕之（道路局長代理 計画調整部企画課交通計画担当課長） 平原敏英（都市整備局長） 書記：青木治（都市整備局企画部長）、綱河功（都市整備局都市デザイン室長） 小池政則（都市整備局地域まちづくり部長）、塙田洋一（都市整備局景観調整課長） 説明者：議題1：曾根進（都市整備局都市デザイン室担当係長） 議題2：小田嶋鉄朗（都市整備局都市デザイン室担当係長） 議題3：中村政人（都市整備局景観調整課担当係長） 議題4：中村政人（都市整備局景観調整課担当係長） 議題5：曾根進（都市整備局都市デザイン室担当係長） 中村政人（都市整備局景観調整課担当係長）
欠席者（敬称略）	委員：加藤仁美、佐々木葉、関和明、高橋晶子 幹事：中島泰雄（港湾局長）
開催形態	公開（傍聴者1名）
概略及び決定事項	議題1：横浜市都市美対策審議会運営要領の改正について了承を得た。 議題2：「歴史を生かしたまちづくり」の制度拡充内容については了承を得た。市民意見募集のパンフレットについて、可能な範囲でわかりやすくなるよう修正を行う。関心を高めていく取組や力を入れていく取組を、市民意見のとりまとめの際に強調していく。 議題3：第6回横浜・人・まち・デザイン賞（まちなみ景観部門）の受賞物件の報告。受賞物件の広報や宣伝について、今後検討する。 議題4：引き続き検討を進める。 議題5（1）「（仮称）横浜都市デザインビジョン（案）」の検討について：引き続き検討を進める。 議題5（2）「（仮称）横浜市公共事業景観ガイドライン」の検討について：引き続き検討を進める。 議事5（3）「（仮称）美しい港の景観形成計画」の検討について：引き続き検討を進める。
議事	議事 <b>（1）横浜市都市美対策審議会運営要領の改正について（審議）</b>  資料1について市から説明を行った  ○卯月会長 組織改正に伴い、都市デザイン室がこれまで担ってきた役割を都市デザイン室と景観調整課という新しい課2つで担っていくと理解しています。 ご意見、ご質問がなければ、この件についてご承認いただいたということでよろしいでしょうか。  ○全委員了承

## (2) 「歴史を生かしたまちづくり」の推進について（審議）

資料2について市から説明を行った。

○西村委員 特定景観形成歴史的建造物という制度をつくりたいということが、一番重要なところです。建築基準法の3条の適用除外の中に、自治体が条例により(現状変更の規制及び保存のための)措置が講じられている建築物(で、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの)については建築基準法の適用を除外するとなっており、今まで(文化財保護法に基づく)指定建造物だけ(建築基準法の適用除外)だったものが、自治体の条例による保存建築物にまで広がってきてています。

○金子委員 やっとこれができたかという思いがあります。一つ気になるのは、(来月より市民意見募集をする予定ですが)どのくらいの意見が出るかということです。これが一番大事なことで、しっかりとPRしないと、市民には伝わりません。したがって、特に大事な特定景観形成歴史的建造物の制度の市民意見募集は、一番いいチャンスなので、(様々なPRによる)効果とその検証をしてもらいたい。(より多くの意見を集めるための)心構えを聞かせてください。

○綱河書記 市民意見募集につきましては、ホームページやいろいろな施設に置くというようなものは、基本として実施します。また、横浜の歴史的景観の取組をPRする意味も込めて、この募集期間中に例えば、シンポジウムなどを開催し、関心のある方にぜひこの意見を書いてもらいます。最近は、ツイッターなどもあるので、様々な方法で可能な限り頑張ってPRをしていきます。

○金子委員 平成25年5月15日から募集開始ですから、もうすぐです。こういうことを横浜市がやろうとしているということは、ぜひ、新聞やさまざまな報道で取り上げてもらいたい。それから、今、時期的には、観光が始まるときですから、横浜の取組を大いにPRしてほしいと思います。数の問題ではないのですが、今、室長のお話では、余り具体的な事例が聞こえてこなかった気もありますので、この機会にぜひPRをしっかりやっていただきたいと思います。

○綱河書記 承知しました。

○卯月会長 金子委員のお話を聞いて、パブリックコメントというのは、個々の意見を上げるためにあるのですが、横浜だと、市民団体が数多くあるので、景観や歴史環境に関心を持っているいろいろな諸団体が、地域団体、専門家などからも積極的に意見をもらうような呼びかけを行ったほうがいいと思いました。

○中津委員 意見募集のパンフレットのデザインが少し残念だなと思っています。例えば、5つの課題から3つの方針にそれぞれ分かれしていくところの矢印のデザインやこの基本施策のところは非常に重要なのでもう少しビジュアルのヒントみたいなものがあればわかりやすいと思います。ほかのページは、写真が入っており、非常に市民の方々はわかりやすいと思うのですが、インフォグラフィックス的なところを、もう少しわかりやすくできないかなと思います。今後のスケジュールは、非常にわかりやすいダイヤグラムがデザインされているのですが、この中の一番重要なところがほとんど活字で、線の太さなどによって調整するだけでもう少し見え方が変わるとか、それぞれの課題の方針の1～3の色を分けるなどの工夫をしたほうがいいと思いました。  
それから、(応募のためにパンフレットにある)はがきを切るのもいいですが、今、ある程度のお年の方でもQRコードの使い方をわかっている市民の方も多いと思いますので、そういうものを使って、ネットとの連携を取るというのは、多くの団体がチラシなどでやっています。  
まずは見開きのデザインを、もう少し調整することで短時間でわかりやすくできるのではないかと思います。

	<p>○綱河書記 パンフレットはまだ印刷していませんので、できる限り調整をしたいと思います。</p> <p>○国吉専門委員 建設業界などいろいろな関係団体のホームページを通じて、意見をもらうような連携の仕方もあると思います。</p> <p>○鈴木委員 歴史を生かしたまちづくりも随分歴史が長くあり、それを応援するような方というのは、セミナーやシンポジウムにすごく熱心に参加しています。それは横浜市が積み重ねてきた一つの大きな成果だと思います。ただ、若い人を取り込むということが難しいようです。ですから、携帯などで情報が取れるようにするなどの工夫が必要と思います。パンフレットを見ても、活字が多いとまず若い人は見ない。今までこういう世界に縁がないような若い世代を取り込むために、私がいつも感じているのは、子供向けのセミナーや、子供のときから景観教育をやっていただきたいと思っています。少しでも歴史を生かしたまちづくりを世代交代というか、継承していくなければならないので、その辺の取組をもう少し具体化してやっていただきたいと思います。</p> <p>○卯月会長 基本施策の8番目に市民に身近な歴史と書いてあり、今、鈴木委員ご指摘の学校との連携と書いてあるので、最初の出だしみたいなところをやってもいいと思います。 先日、ある小学校の先生と話をして、景観は小学校では美術の科目に入っていると知りました。そのようなことも少し頭の片隅に置いて、今後取り組むのであれば、入り口のところでも少し何かやれたらいいと思います。</p> <p>○野原委員 このパンフレットに関してですが、昔から関わっている人にはある程度わかっていることが結構書いてあり、初めて読む人には、少し難しくてわからないという感じで、どちらの人にも少しわかりにくいところがあると思いします。昔からの取組の歴史もきっちり押さえられていて非常にすばらしいとは思うのですが、これからこの歴史を生かしたまちづくりを進めていくうえで横浜市としてどこに力を入れているのかが、文字を太くしてわかりやすくするというのも当然あったと思うのですけれども、何か端的に、一言で言ってより頑張っていきますということがもっとわかったほうがよいと思いました。保全活用のために、障害を取り除く点はよくわかります。</p>
<p>(3) 横浜・人・まち・デザイン賞について（報告）</p> <p>資料3について市から説明を行った。</p> <p>○金子委員 部会長ということで審査の取りまとめをさせていただきました。少し残念なのは、横浜では都心部に圧倒的に応募が偏っています。今回は、自薦他薦を問わずできるだけ多く集めようとした頑張ったのですが、一部ある共同住宅(の居住者の方)が大勢で応募してきたという事例が初めてあり、非常に数は増えました。これは、正しい評価ができるかは別にしても、そのようにみんながいいものだと思うものを褒めたたえるというのは悪くないと思える初めてのケースがありました。198件という応募件数が多いのはそれが原因だろうと思われます。</p> <p>それから、選考基準がいつも問題になります。論議を呼ぶところですが、応募時に選考基準を公開しています。地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているものの、まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの。歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、またはそれらと調和を保っているもの。横浜らしさの演出に寄与しているもの。都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取組が調和している。その他、すぐれた都市景観の形成に寄与しているということが大きなテーゼですが、それぞれ審査する審査員の立場、個性や考え方で投票しているので、そのところである種あいまいな部分を残したままの審査という点がこの賞のいいところであると考えています。</p>	

	<p>ばらばらに応募されていたものを一つにまとめて表彰をしたらどうかという意見もあったりしましたが、総じていいまちづくりをして、いい景観をつくっており、また、もう少しやつたらいいというところを後押ししてあげようというようなイメージもこの賞にはあるのではないかと思います。今回はヨコハマアパートメントのような新しい形の住まい方みたいなものが、もう1件ありました。三ツ沢にあるシェアハウスで、木の上に小屋をつくっているものです。見に行って大変おもしろかったのですが、残念ながら受賞となりませんでした。ただ、ヨコハマアパートメントという大変ユニークな、そして、地域活動の中で、生きている建物を選ぶことができました。</p> <p>もう一つ、歴史を生かしたもの。これはかなり評価が高く、我々はみんな良いと考えました。それから新しいまちづくり、吉田町のまちなみを生かしたものとか、少しユニークだと思うのが山手ライナーです。神奈川中央バスが市営の11系統のバスを引き継いで運行するということで、デザインを全て変えてラッピングバスの新しいデザインを提案したものです。山手ライナーということで、南区から山手を通って桜木町に行くのですが、山手通りは非常におしゃれに見えます。これも新しい視点でこれを推薦してくださった委員の目があったと思います。動くデザインということが新たな視点かと思います。</p>
○鈴木委員	本当にこの賞は例えば、日産本社のウォークと隣の三井ビルのオープンスペースという、二つを一体の景観として評価しようというような大きなものから、山手ライナーというものまで、すごく多岐にわたっていると思います。この賞はこうと決めていない感じでやっているところが横浜らしいのではないかと思います。今回の受賞を市民の方が見て、「身边にあるこんなところのこんなものもちょっと応募してみようかな」と思ってもらえる効果が出てくれればいいと思っています。
○中津委員	これも横浜の子どもたちを育てるという意味で小学校とかに配布されたりする可能性はありますか。
○綱河書記	小学生対象で「子どもアドベンチャー」という事業があり、今年は都市デザイン室も参加する予定ですので、その際には配っていきたいとは思っています。
○卯月会長	先程ありました美術の先生に渡したらしいと思います。そこから何か新しいものが生まれる可能性があります。
○中津委員	作品集の表紙に振り仮名が振ってあるだけでも、大分この表紙の見え方が変わります。地域の子どもたちが、表彰を受けていることを知ることが重要です。
○卯月会長	自分の住む区に(受賞対象がない)と、見つけようとなるかもしれません。 私が一つ気づいたのは、件数が増えたことで多様になってきたと思いましたが、もう一つ感じたのは、地域まちづくり部門で、日ノ出町のアートと西柴は、ヨコハマ市民まち普請事業でできた成果です。その成果がきちんとこういう形で応募されて、また別の機関で評価されたということは、横浜市のまちづくりのいろいろな部局がいろいろなことをやっていますが、目指す方向は一つだということがわかるとてもいい事例と思いました。
○六川委員	(受賞の)数をただ出せばいいというものではないと思いますが、市民の啓発をして、こういう賞があるということを知らせることが先かなと思います。その方法を、学校や地域の商店街などに置くなど、これまでと違った方法での啓発は必要と思いました。
○卯月会長	表彰した後の活動は重要です。地方に行くと、賞を受賞すると、すごく宣伝して、新聞、テレビに出し、あとはツアーも開催することまでしているところもあります。この賞を受賞したところを見学して、案内するツアーを開催すれば、行きたい市民もいるかもしれません。

○岩田委員 私はたまプラーザに住んでいますが、青葉区が1回も受賞したことがなく残念だなと思ってます。青葉区や緑区などの地元の商店街で知らない方は結構多いと思いますので、どのように宣伝をしていくのか検討していただければと思います。

#### (4) 景観制度の拡充について（報告）

資料4について市より説明を行った。

○金子委員 なかなか難しいテーマに取り組まなければいけないというのが今の実態だろうと思っています。16街区を含めて建設が進んでいます。あれがどういうふうになるか非常に興味のあるところで、その他、いくつか本審議会の中で取り上げたものもありますが、本審議会で取り上げたことが実際にどうのようになっているか報告があったほうがいいと思います。委員の皆さん、全員が（現況を）見ているわけではないと思います。（以前に審議した横浜）プリンスホテルの跡地も大分工事が進んでいます。チェックし、意見を出したことが現実に出来上がってくるプロセスは、見守っていくことが大事だと思います。

○卯月会長 私もそれは感じています。景観制度の拡充という言葉に合致するのかわかりませんが、重要な視点だと思います。

○綱河書記 （審議事項の経過報告について）制度で位置付けることは難しいと思いますが、情報提供ということについては、審議会の場でやるべきものかということはありますが、検討したいと思います。

○塚田書記 16街区の建設について、3月に港湾局から当方(都市整備局景観調整課)に、建設事業者から建て方が完了し、外壁の施工に入る中で、外壁材や外構の材料等を決めるために実際の現場でサンプルを見てもらいたい旨の依頼がありました。国吉専門委員も含めて、いろいろ確認をしたところです。その内容について国吉専門委員から補足をお願いします。

○国吉専門委員 都市美対策審議会の中で議論されて、最終的に一定の工夫をしてもらい、こういう形で進めることになりましたということは、景観審査部会には報告しました。その流れの中で、実現していく概ねの方向だけ決まったわけですから、仕上げはしっかりと、見ておきたいので、必要なときは協議するということも、横浜市から申し入れてあります。そのような中で、素材をどのように選んでいるかを、事業者から提案したいという場があったので、市と一緒に検証に行き、事業者の提案に対して、新たに再度このあたりを工夫してほしい、あるいは、外構周りの工夫など、まだ議論していなかった箇所だったので、できるところは工夫をしてほしいとお願いしたところです。

○卯月会長 確かに常に何か新しい問題や課題がこの審議会に出てきていると私も思っています。したがって、慎重な議論をしているのは当然ですが、その後の検証として、審議会や部会で検討した内容を、現場に見に行くということもあってもいいと思います。次に生かすということが重要で、常によいものを目指そうとするときに、審議した内容について我々も学ばなければいけないところがあると思います。そのようなことも今後検討していただきたいと思います。

○中津委員 今の話は非常に重要で、フィードバックするような制度設計にしたほうがいいと思います。先ほど、綱河書記のコメントでは、制度的には難しいという話でしたが、制度の中に入れてしまったほうが、いろいろな案件が良いかたちで検討されやすく、それが市のストックになったほうがいいと思います。

	<p>また、16 街区の案件について議論の中で、行政内部の情報共有や伝達など、いろいろ事前調整するところがもう少し変われば、こういうことが起きなかつたかもしれないという議論がありました。そのことに関して、その後、市の内部で、横の部局間の話し合いのタイミングを変えていくとか、事前の連携について、何か検討されたことがあれば教えてください。</p>
○塚田書記	<p>景観ガイドラインの見直し検討で、港湾局、都市整備局都心再生課、MM21 推進課、景観調整課で、最初は課長レベルで打合せを行い、必要に応じて係長や担当で打合せを行っています。案件が出てきたときには、常に連携が取れるような形をとっています。</p>
○卯月会長	(組織改革により)景観調整課ができたのはその目的を果たすためと思っています。
○国吉専門委員	<p>16 街区の件については、(景観形成)ガイドラインには余り細かいところまでは書き切れないところがあり、基本的に地域の資産を大事にするということが書いてあります。それをどう解釈するかに非常に幅があり、これまで携わってきた人と、新たに事業を起こそうとした人との間にギャップがあり、一生懸命説明しようとしたプロセスで、非常に時間がかかったということです。(景観形成ガイドラインに)書いてあること以上に、本当のコンセプトをきちんと全員にどう伝えていくかということが大事だと思っています。書いてあることしか言ってはいけないというのではなく、「本当にねらっていることはこういうことなのです」ということがもっときちんと伝わるようにしなければいけないと思います。従って、単に局間の調整が悪かったということでは必ずしもないのではないかと私は思っています。担当の窓口の人は遠慮して、(景観形成ガイドラインに)書いていることぐらいしか言わなかったと思います。法的にはそれしか言えないだろうと言われると、それがやはり地域の人たちが思っている、あるいはずっと関わってきた人たちの狙っていたものとはギャップがあり、それをどう埋めるか、また、ガイドラインに書いてある以上のことをどう伝えるかというのが非常に重要と思いました。その辺は拡充というよりは、伝えるような仕組みにしてほしいと私は思います。</p>
○竹谷委員	<p>公共工事などで、例えば少しスケールが大きいですけれども、道路などはつくるに当たって環境アセスメントなどいろいろありますが、制度を拡充するという意味では、やはり環境アセスメントの中に景観という項目を入れたほうがいいのではないかと思います。</p> <p>例を挙げると、鎌倉市の場合は、横断歩道橋をつくるとき、実際にどこまで反映しているかはわかりませんが、デザイン案を公示してどのデザインがいいかという人気投票のような形を行っています。近くの人はかなり長い間、その景観にさらされるので、それを緩和するような工夫もあっていいのではないかという気がします。</p>
○卯月会長	環境アセスメントと景観の関係は、横浜市では今どういうふうに整理しているのですか。
○綱河書記	(環境アセスメントのなかに)景観的な要素は入ってはいますが、都市美対策審議会景観審査部会などで議論している話というよりは、都市計画的な観点からの大きさや日影なども含めての話だと思います。協議型で創造的な協議をしていく点が横浜の特徴でもありますので、基本的には環境アセスメントは環境アセスメントで考え、景観協議はもう少し高めていくという方向で取り組んでいきたいと考えています。
○野原委員	<p>今回、都市景観アドバイザーが制度化され、中期的かもしれないですが、アドバイザーの人が、創造的協議として行った部分をどのように継承するかという点は結構重要と思っています。例えば一つ一つの物件のカルテのようなものが蓄積していき、継承されるなどが考えられます。そのような意味で、アドバイザーも含めてのフィードバックの仕組みを今後はしっかりと位置づけていくことが重要と考えます。先に明文化して書くことが横浜の方式ではなく、議論をしながら創造的にやっていくことが重要だとすると、公開できない部分もあるとは思います</p>

	<p>が、今まで議論はどのように行われてきたかなど何らかの知というものが次につながっていくような仕組みが、今後、整備されていくことはすごく重要と思いました。</p>
○卯月会長	<p>それは一つ重要な指摘です。都市景観アドバイザーの協議記録の蓄積などは、何か考えていますか。</p>
○塙田書記	<p>早急にこのアドバイザー制度をつくりましたので、この要綱自体、非常に簡単な形でつくられています。他都市においてもアドバイザー制度を持っているところが多く、いろいろ資料入手して検討しましたが、横浜で我々が求めていくものと少し違うということで、(要綱では)目的も内容も主要な部分をしっかりとつくり、詳細については余り表現していません。詳細については具体的に進めていく中で検討していきたいと思っています。</p> <p>記録についても、横浜市の場合は、お金も支出する上で、きちんと報告書をつくることになっており、(市の各地区の景観協議の)担当がアドバイザーからのアドバイスの内容について記録をとるという形になっています。この地区担当も含めて、今後の運用のやり方、詳細な決めについても一緒に検討を進めていきたいと思っています。</p>
○国吉専門委員	<p>このアドバイザー制度は、単独でアドバイザーが協議するということではなく、(市の)協議担当と一緒に協議をアシストするという立場で発言をします。協議の場では、アドバイザーだけが発言するのではなく、協議の窓口の方の意見もむしろ率先して発言し、(協議の)訓練の場にもなるべきだと思います。私自身はそういう視点で努めたいと思います。</p>
○岩田委員	<p>ガイドラインを詳しく精緻化したり、アドバイザーを入れて協議を充実していくというプロセスを変更することは、やはり限界があると思います。審議会の意見と事業者が対立した場合には、別の裁判機関や調停機関に判断を委ねるとか、あるいは審議会の意見に一定の範囲、法的な力(拒否権等)を持たせないと景観条例の理念が貫徹できないと思います。アドバイザーを入れても結局対立したときに、そういう形だけやった業者が現れた場合に、止められなかつたら全く意味がありません。最終的な拒否権や審議会を通さないとできないことがありますれば、事業者は最初からアドバイザーの意見に真摯に耳を傾けると思います。その実効性を持たせるためにも、やはり制度を変更するのであれば、最終の出口のところを厳しくしていくべきではないかと思います。どうしても、デザインは結構抽象的であいまいな分野ですが、必ずしも法的判定性を阻害することはないと思います。</p>
○西村委員	<p>建築基準法に基づき確認行政をやっている中でどこまで言えるかというのは、非常に難しいと思います。今回のアドバイザーの制度は、もとは都市デザイン室がもっと柔軟に運用していたのではないかと思います。ところが(事業者と)対立するような場面が出てきて、なつかつそれがいろいろなところで報道されて、例えば、市役所の人が何か言ったときに、「こう言った」「ああ言った」ということが議論になってくるようになると、ガイドラインに沿った発言しかできなくなってしまったということだと思います。</p> <p>したがって、妥協点を探るというようなことも、今のやり方ではなかなか市の人も動きにくいのではないかと思います。そういうこともあります、踏み込んだ議論をやる立場の人が市以外にいないとなかなか議論が進まない。むしろそういう人がいると、一歩進んだ着地点が見えるかもしれないというようなときに、考えられた制度だと思います。だから、非常に厳しい拒否権とか、認可の権限を持っていない中で、でも一歩進んで水かけ論にならないようにするための工夫だと思うのです。</p> <p>これは政策検討部会でも議論したのですが、本来横浜はこのような制度はなくともうまくいったはずでした。それが横浜らしさなのだと言っていたのですが、非常に係争に近いような問題があらわれたときに、市役所の人に一歩踏み込んだ議論をやってくれと言ってもなかなかそういうは行かないのではないかということから、やむを得ないのかなというのが、政策検討部会での雰囲気でした。</p>

(5) 今後の都市デザイン行政と景観行政について（報告）  
「(仮称)横浜都市デザインビジョン(案)」の検討について

資料5－1について市より説明を行った。

○卯月会長 これは今まで議論し、今後も政策検討部会の中でさらに議論して、今年度中に策定ということですか。

○綱河書記 今年度には取りまとめて確定をします。

○全委員了承

「(仮称)横浜市公共事業景観ガイドライン」の検討について

資料5－2について市より説明を行った。

○野原委員 1点、質問ですけれども、先ほどの話に戻って、資料4参考2のアドバイザーの設置要綱だと、第3条2項（2）に「市が実施する公共事業で都市景観の形成に配慮が認められる事項」とありますが、これはアドバイザーも絡んでいくケースも想定されるのか、また、それとは別で動かれるのか、どういう形ですか。

○塚田書記 具体的なケースはいろいろ考えられますが、公共事業についても、大規模なものと小規模なもの、いろいろあります。当然ながら、大規模なものについては、横浜市においても技術的な内容については技術審査委員会がありますし、デザインについてもデザイン推進会議を都市デザイン室が所管しています。それ以外にも今後、こういった公共事業のガイドラインに基づいて進めていきたいと考えており、必要に応じて都市デザイン室、または景観調整課で相談を受けて協議していきたいと考えています。また、公共事業についてもアドバイザー制度を活用することは可能になっています。(公共事業のアドバイザー制度の活用については)所管の部署と協議しながら、進めていきたいと考えています。

「(仮称)美しい港の景観形成計画」の検討について

資料5－3について市より説明を行った。

○卯月会長 美しい港の景観形成計画という、いかにも横浜らしいものですが、今みなとみらいとか、北仲などいろいろ建物の高さ、ボリュームについても検討しています。そのようなときに、やはりインナーハーバーの海からの視点というのも、いつも重要だといろいろな方が言っているのですが、なかなか全体の視点から見てないという気もしますので、こういうものはとても重要なと思います。建物の高さ、ボリューム、太さや色など、海から連続的に見たときに変化していく景観をどう楽しむかという、船に乗り動きながら見る視点としての提案があつたらすばらしいと思いました。

	<p>(6) その他</p> <p>○卯月会長 平成 25 年度の部会がどのような内容で検討するか、説明をお願いします。</p> <p>○綱河書記 それでは、現在 5 つ部会がありますが、政策検討部会では、「歴史を生かしたまちづくりの推進」、「都市デザインビジョン」、「公共事業景観ガイドライン」、「美しい港の景観形成計画」について議論を進め、今年度取りまとめます。日程はまだ決まっていませんが、今年度いっぱい進めていきます。場合によっては、途中で新しい議題等が加わることはあります。</p> <p>景観審査部会については、都市景観形成ガイドライン上は都市美対策審議会の部会に諮るということが出でくれば随時開催していきますが、景観制度の拡充については、本日の報告事項について今年度中にまとめていきます。</p> <p>措置命令部会は、措置命令をしなければならない案件が出た場合の開催ですので、事前の予定はありません。</p> <p>表彰広報部会は、今年度前半で人・まち・デザイン賞の表彰を行い、年度の後半から次期の準備を進めていく予定です。</p> <p>北仲通北部会については、案件が出てくれば随時開催する予定になっています。</p> <p>都市美対策審議会本会は現在まだ予定は立てていません。場合によっては今年度、もう一度開催し、全体の議論ができればと思います。以上です。</p>
閉会	
資料	資料 1 : 議事(1) 横浜市都市美対策審議会運営要領(改定案) 資料 2 : 議事(2) 「歴史を生かしたまちづくり」の推進について(案) 資料 3 : 議事(3) 横浜・人・まち・デザイン賞について 資料 4 : 議事(4) 景観制度の拡充について 資料 5 : 議事(5) 今後の都市デザイン行政と景観行政について 資料 6 : 第 114 回横浜市都市美対策審議会議事録
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本日の議事録については、会長が確認する。</li> <li>・ 次回開催の日程等は、別途個別に日程調整する。</li> </ul>

